

広島県告示第四百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和三年四月十九日までの間、縦覧に供する。

令和三年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三原東城線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
世羅郡世羅町大字青山字カジヤ二番六地先から 世羅郡世羅町大字青山字カジヤ一〇番一地先まで	新	旧	一〇・五〇 二一・六〇	五六八・五〇	拡幅
	新	旧	三一・〇〇 三五・〇〇	一三六・〇〇	
世羅郡世羅町大字西神崎字栗元三九九番一地先から 世羅郡世羅町大字西神崎字迫五九八番一地先まで	新	旧	七・八〇 五・五〇	五六八・五〇	
	新	旧	一〇・五〇 二一・六〇	五六八・五〇	